

本 部 長 指 示

- 本日報告された取組や課題については、外部の専門家の意見を取り入れながら継続的に改善を図るとともに、全国的に児童虐待相談対応件数が増加していること等を踏まえて、今後は知識の習得のみならず、より職員の実践力を高めるため、支援の現場に即した実地研修を新たに実施するなど、各部局が連携しながら更なる専門性の強化を図ることを指示する。
- また、子ども虐待防止に関する職務は、子どもを取り巻く環境によって、虐待の緊急性度は常に変化する可能性があり、職員はその都度、状況に応じたリスク判断が求められる。そのため、今一度、組織的対応の原則に立ち返るとともに、見立てや判断にバイアスが含まれていないか、担当者のみならず、管理職も含めて組織として常に検証しながら、職務にあたることを指示する。
- 最後に、人事異動サイクルなども踏まえると、今後も人材の育成や協働の実践を継続すること、より高めていくことは簡単ではないが、引き続き全庁一丸となって、虐待死亡事例を決して風化させぬよう、子どもの命を守ること、子どもの最善の権利を守っていくことを最終目的として、児童虐待防止に関する取組を進めてほしい。